

書かない窓口・手続き案内がスタートします

市民課戸籍係 TEL 25-1127 税務課管理収納係 TEL 25-1132



マイナンバーカードなどを活用し、戸籍および税証明の発行に要する申請書の記入を省力化する「書かない窓口」のほか、各種行政手続きに必要な情報を案内する「手続き案内」を開始します。

書かない窓口 (市民課戸籍係・税務課窓口のみ)

マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を専用の機械に読み込ませ、氏名、住所、生年月日などの情報が印字された申請書などを作成します。印刷した申請書などを確認し、内容に誤りがなければ署名をいただき、証明書の発行を行います。

これにより、申請窓口での記入や待ち時間の軽減が図られるほか、入力にかかる手間や誤入力のリスクを低減することができます。

対応可能な主な手続き

- 住民票・戸籍・印鑑登録等証明、税証明（所得証明、非課税証明書など）の発行手続き
- 住所異動届出手続き（転入、転出、転居など）
- マイナンバーカードに関する申請手続き



住民は「書かずに」窓口へ



マイナンバーカードなどから自動読み取り



対話式ナビに沿ってヒアリング



必要事項記入済みの申請書証明書を出力

➡ 住民にも職員にもやさしい「書かない」「待たない」窓口

※各連絡所での申請は、従前の方式となります。

手続き案内 (市民課戸籍係窓口のみ)

転入、転出、出生、死亡などのライフイベントに合わせて発生するさまざまな手続きについて、必要な案内をシステムが自動的に抽出し、案内票として記載された内容に沿って迷わずに手続きを進めることができます。



個人・世帯に必要なヒアリング項目を自動判定



最適化された手続き案内が完成



対象の手続きに必要な申請書/届書もあわせて出力

➡ ひとりひとりに最適な手続き案内で「迷わない」